

株式会社サンワコン

女性活躍推進法、次世代育成支援法に基づく 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員が健康で、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：男女ともに育児休業制度を利用しやすい「職場づくり」を促進する
男性社員：一人以上の取得
女性社員：取得率 90%以上

【取組内容】

- ・社内イントラネットを利用した育児休業制度の周知啓発の実施
- ・対象となる男性社員および部門長への育児休業取得推進のための個別説明の実施

目標 2 ワークライフバランスを高めるため、平均有給休暇取得日数を 10 日間/年とする

【取組内容】

- ・計画的な有給休暇取得の推進（取得しやすい環境整備）
 - ① 有給休暇取得計画書の提出および掲示と進捗管理の継続
 - ② 有給取得奨励日の設定および周知
「月イチホリデー」や「育児の日」、「介護の日」の設定や特別休暇と連続した有給休暇の取得促進など

月イチホリデー：1 か月に 1 日以上の有給休暇取得を推奨する取組

育児の日：子育て期の社員に対して、毎月 19 日に有給休暇の取得や定時退社を推奨する取組

介護の日：介護をしている社員に対して、毎月 11 日に有給休暇の取得や定時退社を推奨する取組